

事 務 連 絡  
令和5年5月8日

指定介護保険サービス事業者 代表者 殿

岡山県子ども・福祉部  
福祉企画課 指導監査室長

### 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の 位置付け変更に伴う対応について

このことについて、本日から感染症法上の位置付けが5類に移行されたところですが、これに伴う各事業者における報告等対応について取扱いを変更する旨お知らせします。

については、内容を確認し、必要な対応をお願いします。

#### 記

##### 1 人員基準等の臨時的取扱い等について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて（令和5年5月1日厚生労働省事務連絡）が発出され、これまでの臨時的取扱いが変更になりますので、内容を確認の上、適切に取扱ってください。

##### 2 事故報告書の提出について

利用者事故等発生時の対応について（福祉企画課指導監査室）を改正し、新型コロナウイルス感染症についても、他の感染症と同様に集団発生の場合のみ、報告の対象とします。

##### 3 休業報告について

新型コロナウイルス感染症による事業所休業に係る県への報告については、終了します。

#### <問合せ先>

岡山県 子ども・福祉部

福祉企画課 指導監査室

TEL: 086-226-7917 (直通)

FAX: 086-226-7919